

これからの地方税をどう考えるか

石田 康博

地方自治体の税収は経済の悪化や人口変動の影響により、税収不足が生じており新たな財源確保策を考えなくてはならない。財政フレームは収支の乖離を示しており早期の収支均衡を図ることが求められている。税収減を補うためには行財政改革を着実に実行し、将来推計に基づいた財政運営を講ずる必要がある。

計画的に収支バランスを保つ努力をし、プライマリーバランスの黒字化を達成することにより、行政として持続可能な市民サービスを提供することができる。そこで、公債費比率が増えるなかで地方税の今後のあるべき姿について考察する。

地方税収の不足を補う方法には、いくつかの議論がある。一つは財源確保策としての課税自主権の活用を行うことである。利点はその地域が抱える課題の解決のために地域を限定したうえで、市民に改善プログラムを認識してもらい必要な財源について地域住民の理解が得やすい点である。受益と負担が明確で行政運営に参加意識と関心を生むことにも期待できる。

法定外税は、2000年の地方分権一括法により法定外普通税の許可制を「同意を要する協議制」に緩和し、新たに法定外目的税が創設された。自治体が独自に条例で定めることを可能として、総務大臣の同意を得れば課税が認められている。2008年までに44都道府県11市町村が導入している。自治体では研究会を発足し導入に向けた議論が盛んに行われている。

超過課税は県民税の均等割りの上乘せと所得割の税率アップによって課税される仕組みとなり、目的が決まっているため財政不足を補う趣旨からは離れるが、負担と給付の関係から住民の理解を得やすい税であるといえる。地域の課題解決のための税収は、水平的な側面より広く浅く超過課税されることが望ましいと考える。2004年の法改正により超過課税の制限の緩和措置がとられ、2008年までに25県が導入している。

2つには消費税増税論である。間接税である消費税率を現状の5%より上げ、含まれる地方消費税率を上げることにより、地方独自の財源を確保することが出来るため議論されている。効果は不足する財政を補完し安定した行政サービスの提供を実現することと、地域の実情にあった政策の履行が可能となる。

地方自治体の財政課題は、長期債務残高が増え続けている点にある。2007年度末で199兆円に達している。国及び地方の債務残高を合わせると773兆円程度になる。国・県・市のそれぞれの財政事情は窮地に追い込まれており、財政の効率化を始め今後の税収の在り方を真剣に考える時がきている。今、問われているのは問題の先送りではなく具体的な解決策である。

地方税には、地域の行政サービスを実現するための最低限の役割を果たさなくてはならない。シビックミニマムを行うために必要な税のあり方は、応益負担<sup>1</sup>が適している。問題は歳出に占める社会保障費である。義務的経費が増大するなかで、受益者負担の原則に立つと応益負担が適している。しかし、最もサービスを必要としている

---

<sup>1</sup>応益課税・・・各人が政府から受ける利益に応じて課せられる税

者は経済的弱者が多く含まれている。特に、社会保障費などは高齢者を若者が支える互助の精神の上に成り立っている制度であり、収入の高い働き世代からの支えがなくては成り立たない側面を持っている。

社会保障制度は財政負担のスキームを国と地方自治体の財政負担をタックスミックスでカバーし、その一部を受益者負担としてきた。社会保障費は、少子高齢化を迎え増大しており、持続可能な制度の見直しが迫っている。公平の原則だけでは成り立たなくなっているのが社会福祉分野の現状である。軽減措置を伴いながらも受益者にも応益負担を理解してもらわなくてはならないと考える。

国税には、応能負担<sup>2</sup>が適しているとされている。ナショナルミニマムと所得の再分配機能の確保を実現し、担税力のある者がそれなりの負担をすることは当然のことと理解できる。国税から地方税の税源移譲は、消費税を10%にして地方消費税の部分を1%から4%に上げ移譲させる。その名称も社会保障費が増えることが分かっているので、社会保障税と限定すると解りやすい。

一方、地方税は応益負担の原則が適用されており、地方自治法にあるように役務の提供をひとしく受ける権利として負担を分任する義務を負うのは当然の根拠だと考える。課税自主権の活用は、法定外税と超過課税を含めても上述したように多くの自治体において採用されている。「公平・中立・簡素」の課税原則のもと、より水平的公平に近い部分で積極的に活用することが必要である。

---

<sup>2</sup>応能課税・・・各人がその支払い能力に応じて課せれる税